

一般社団法人 交通環境整備ネットワーク会費規程

2009年3月7日制定

2018年6月9日改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 交通環境整備ネットワーク（以下「当法人」という。）第7条第2項の規定に基づき、会費に関する必要な事項を定め、当法人の適切かつ健全な運営を行うことを目的とする。

(種類)

第2条 会費の種類は、入会金と会費とし、1会計年度当たりの額を毎年納入する。ただし、入会金は入会当初年度のみ納入する。

(金額)

第3条 入会金は、2,000円とし、会費は個人会員 3,000円、法人会員1口 48,000円とする。

(納入時期)

第7条 当法人入会の承認決定通知から1ヶ月以内に入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員を継続する場合は、毎年6月までに所定の会費を納入しなければならない。

(納入方法)

第8条 会費の納入方法は、当法人が指定する銀行又は郵便局への振込みとする。

附則

この規程は、当法人成立の日から施行する。

この規程は、平成30年6月10日から施行する。ただし、個人会員に係る金額の規程については平成31年4月1日から施行する。(注)

(注)平成31年3月31日までの間の個人会員の金額は従前の額(入会金は1,000円、会費は2,000円)。